令和元年12月23日 水戸市条例第30号

改正 令和5年2月13日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)及び旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(構造設備の基準)

- 第3条 政令第1条第1項第8号に規定する条例で定める旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 入浴施設については、次に定めるところによること。
 - ア 共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合は、適当な広さの脱衣室を併せて設けること。
 - イ 浴室、シャワー室及び脱衣室は、外部から見通すことができない構造とすること。
 - ウ シャワー及び打たせ湯は、浴槽内の湯水(以下「浴槽水」という。)を使用する構造でないこと。
 - エ ろ過器を使用して浴槽水を循環させる場合は、当該ろ過器は洗浄がしやすい構造とするととも に、当該ろ過器への毛髪等の混入を防ぐため集毛器を設置すること。
 - オ 浴槽からあふれた湯水を一時的に貯留する槽(以下「回収槽」という。)を設ける場合は、洗浄がしやすい構造とすること。
 - (2) 便所については、次に定めるところによること。
 - ア 防虫及び防臭の設備を設けること。
 - イ手洗い設備を設けること。
- 2 前項の規定は、政令第1条第2項第7号に規定する条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備 の基準及び同条第3項第5号に規定する条例で定める下宿営業の施設の構造設備の基準について準 用する。

(指定施設)

- 第4条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
 - (2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項の規定による指定を受けた博物館に相当する施設
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、青少年の教育又は福祉に関する施設、スポーツ施設その他これら

- の施設に類する施設のうち, 市長が指定したもの
- 2 市長は、前項第3号の施設を指定するときは、その旨を公示しなければならない。

(令5条例1・一部改正)

(許可について意見を求める者)

- 第5条 法第3条第4項(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。) に規定する条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者とする。
 - (1) 国が設置する施設 当該施設の長
 - (2) 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会
 - (3) 前2号に掲げる施設以外の施設 当該施設の存する市又は町の長

(換気)

第6条 営業者は、旅館業の施設について、直接外気に接する窓又はこれに代わる換気関係設備により十分な換気を図らなければならない。

(清潔)

- 第7条 営業者は、旅館業の施設の清潔を保持するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 客室, 応接室, 食堂, 調理室, 浴室, 洗面所, 便所, 廊下, 階段, 玄関等は, 定期的に清掃し, 適宜ねずみ, 蚊, はえ等の駆除を図ること。
 - (2) 寝具は、適切に洗濯、管理等を行うこと。
 - (3) 寝衣,敷布,布団カバー,枕カバー等の寝具は、客1人ごとに新たに洗濯したものを用いること。

(ガス設備の措置)

第8条 営業者は、ガス設備が設置されている客室には、客の見やすい箇所に元栓の開閉時間その他 注意事項を掲示しなければならない。

(入浴施設等の衛生措置)

- 第9条 営業者は、入浴施設について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、客室に設置された入浴施設で、利用者が浴槽水を取り替えることができるものについては、第2号(イを除く。)から第8号までの規定は、適用しない。
 - (1) 入浴施設で使用する湯水は、清浄なものを十分供給すること。
 - (2) 浴槽水は、次に定めるところにより管理すること。

ア 塩素消毒その他適切な消毒を行うこと。

- イ 浴槽水を毎日(ろ過器を使用して浴槽水を循環させる場合は,1週間に1回以上)完全に入れ 替えること。
- ウ レジオネラ属菌が検出されないよう水質を管理すること。
- エ ろ過器を使用して浴槽水を循環させる場合は、1年に1回以上、レジオネラ属菌の検出に係る

検査(オにおいて「検査」という。)を行い、その結果を当該検査の日から3年間保管すること。

オ 検査の結果レジオネラ属菌が検出されたときは、その旨を直ちに市長に報告すること。

- (3) 使用時の浴槽には、浴槽水を満たしておくこと。
- (4) 浴槽内を毎日 (ろ過器を使用して浴槽水を循環させる場合は,1週間に1回以上)洗浄すること。
- (5) ろ過器を使用して浴槽水を循環させる場合は、当該ろ過器及びこれに附帯する設備について、 次に定めるところにより管理すること。
 - ア ろ過器及び浴槽とろ過器との間で浴槽水を循環させるための配管は,1週間に1回以上,塩素 消毒その他適切な消毒を行うこと。
 - イ 集毛器は、適切に維持管理を行うこと。
 - ウ 循環した浴槽水を浴槽内へ供給するための供給口が浴槽の水面より上部に設けられている場合は、入浴者の誤飲を防ぐため、供給口の周辺に飲用に適さない旨の表示をすること。
- (6) 回収槽を設けた場合は、回収槽内の湯水を浴用に供しないこと。ただし、定期的に回収槽の内壁の洗浄をし、かつ、回収槽内の湯水について塩素消毒その他適切な消毒を行う場合は、この限りでない。
- (7) 入浴者の見やすい場所に、浴槽に入る前に身体を洗うことその他の入浴者が遵守すべき事項を掲示すること。
- (8) 入浴施設の自主的な衛生管理を行うため、従業者のうちから衛生管理に関する責任者を定めること。
- 2 営業者は、洗面所には、清浄な湯水を十分に供給しなければならない。
- 3 営業者は、便所には、共用のタオル等を備え付けてはならない。 (宿泊を拒むことのできる事由)
- 第10条 法第5条第3号に規定する条例で定める事由は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 宿泊しようとする者が泥酔者その他その言動が著しく異常な者で、他の宿泊者に迷惑を及ぼす おそれがあると認められるとき。
 - (2) 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(手数料)

第11条 次の表の左欄に掲げる許可又は承認(以下この項において「許可等」という。)を求めようとする者は、同表の中欄に掲げる手数料として、それぞれ同表の右欄に掲げる額を当該許可等に係る申請の際に納付しなければならない。

許可等の種類	手数料の名称	手数料の額
法第3条第1項の規定に基づく旅	旅館業許可申請手数料	23,000円(許可に係る期間が3
館業の許可		カ月以内のものにあっては、

		8, 200円)
法第3条の2第1項又は第3条の	旅館業の許可を受けた地位の承継	7, 500円
3第1項の規定に基づく旅館業の	の承認申請手数料	
許可を受けた地位の承継の承認		

2 既納の手数料は、還付しない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

付則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(令和5年2月13日条例第1号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。